

越境 EC による海外への販路拡大支援業務委託

プロポーザルに関する質問回答

No.	質問	回答
1	<p>販売対象商品「食品」「工業製品」につきまして「仕様書」</p> <p>1 業務概要 対象商品 (例) 工業製品、日用雑貨、コスメ・美容品、アウトドア用品、スポーツ用品、食品等」</p> <p>につきまして、対象商品として食品が含まれておりますが、冷蔵品・冷凍品を除いた常温商品のみを対象とする形でも問題ないでしょうか。</p> <p>また、「工業製品」はどのようなものを想定されておりますでしょうか。</p>	<p>食品に関して、常温商品のみを対象として問題ありません。</p> <p>工業製品については、高品質な作業工具、精密加工部品、小型の電気・電子関連製品、機能性に優れたガジェット関連製品など、海外ユーザーからの需要が見込まれる付加価値の高い製品を想定しています。</p>
2	<p>サイト内の表示言語「韓国語」につきまして「仕様書」</p> <p>3 委託業務の詳細 (2) 特設サイトの開設 (ウ) サイト内の表示言語 繁体字、簡体字、韓国語、英語、日本語」</p> <p>につきまして、EC サイト内での「韓国語」対応は、対象の特設サイトのみでも問題ないでしょうか。</p>	<p>韓国語等への対応は、対象の特設サイトのみで問題ありません。</p>
3	<p>販売方式「直接販売形式」につきまして「仕様書」</p> <p>3 委託内容の詳細 (4) 販売管理 (ア) 販売方式は、直接販売形式（直接販売の場を提供することを含む。）とする。」</p> <p>につきまして、「直接販売形式」とありますが、越境 EC サイト上で消費者から注文、決済を受け付けた後、弊社が事業者 EC サイトにて代理購入を行う販売方式での参加は可能でしょうか。</p>	<p>ここでいう「直接販売方式」とは、製造者・販売者が、卸売者等の仲介を介さず、EC プラットフォーム（販売の場）を通じて、顧客に商品を直接販売する形態をいいます。</p> <p>そのため、ご質問の「代理購入を行う販売方式」については、本事業の趣旨とは異なるものと考えています。</p>
4	<p>履行期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとある一方で、3 委託内容の詳細の(2)の(工) 出品期間では一年程度とあります。</p> <p>募集要領にあるスケジュールを鑑みても半年～8ヶ月程度が妥当と考えますが、これは履行期間を優先するという旨の理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>